

【機密性2】

令和6年度

京都家庭裁判所裁判官の配置、事務分配等規程

京 都 家 庭 裁 判 所

令和 6年 1月 1日 施行

令和 6年 4月 1日 施行

【機密性 2】

京都家庭裁判所の令和 6 年度における裁判官の配置、開廷の日割、裁判事務の分配及び代理順序並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 15 日

京 都 家 庭 裁 判 所

第 1 条（裁判官の配置等）

京都家庭裁判所の裁判官の配置は、別表 1、事務の分配及び開廷日割は、別表 2 のとおりとするほか、次条以下に定めるところによる。

第 2 条（本庁の家事事件の配付）

本庁の家事に関する事件（第 4 条に規定するものを除く。）は、家事部において定めるところにより、配付する。

第 3 条（本庁の少年事件の配付）

本庁の少年に関する事件（次条に規定するものを除く。）は、少年部において定めるところにより、配付する。

第 4 条（令状等の事務等の処理）

令状等の事務、観護措置決定及びその更新に対する各異議申立事件の処理については、本庁に所属する裁判官の協議により別途定める。

第 5 条（事件の回付）

本庁又は支部で取り扱うべき事件のうち、これを処理することが相当でないときは、申出により、裁判事務調整委員会において、これを本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、次の場合は、同委員会の手続を要しない。

- 1 関連事件について関係各裁判官が協議の上、回付する場合
- 2 管轄区域の定めに反して提起され、申し立てられ、又は送致された事件について、当該事件を本来審理すべき庁に回付する場合
- 3 少年事件について
 - (1) 本庁及び舞鶴支部のいずれにも管轄を有する事件を回付する場合

【機密性 2】

(別表 1)

裁判官の配置

1 家事部

裁判官 中 村 昭 子
裁判官 吉 岡 真 一
裁判官 三 宅 康 弘
裁判官 藤 崇 司
裁判官 宮 崎 桃 子
裁判官 小 林 純
裁判官 道垣内 正 大

2 少年部

裁判官 森木田 邦 裕
裁判官 田 中 幸 大
裁判官 浜 優 子

3 園部支部

裁判官 泉 有 美

4 宮津支部

裁判官 藤 田 圭 祐

5 舞鶴支部

裁判官 村 井 佳 奈

6 福知山支部

裁判官 坂 本 智

【機密性 2】

(別表 2)

(本庁)

【令和 6 年度事務の分配表及び開廷日割】

係			家事部									合議係	
			単独係										
			1係	2係	3係	4係	5係	6係	7係	8係	9係		
開廷日割 (1号法廷 : 開廷曜日)					月・木			火・水・金				随時	
事務分配			裁判官名	森木田 邦裕	三宅 康弘	吉岡 真一	萩 崇司	中村 昭子	道垣内正大	小林 純	浜 優子	宮崎 桃子	中村昭子、吉岡真一、三宅康弘、田中幸大、萩崇司、浜優子、宮崎桃子、小林純、道垣内正大
審判事件	別表第一事件	① 成年後見関係事件、任意後見関係事件及び未成年後見関係事件	2/20	8/20	-	-	-	-	8/20	-	2/20	1 家事事件に関する裁定合議事件 (全部) 2 人事訴訟に関する裁定合議事件 (全部) 3 少年部の裁判官、職員に対する除斥、忌避及び回避申立てに関する事件 (全部) 4 國部支部の家事事件に関する裁定合議事件 (全部)	
		② 元後見人等が利害関係人として申し立てた民法897条の2第1項の相続財産管理関係事件【※1】	-	1/2	-	-	-	-	1/2	-	-		
		③ 相続財産管理関係事件 (②を除く) 及び不在者財産管理因縁事件	-	-	-	-	-	-	-	1/3	2/3		
		④ 後見関係事件 (①) 及び民法897条の2第1項の相続財産管理 (②) に関連する特別代理人選任事件	-	1/2	-	-	-	-	1/2	-	-		
		⑤ 特別代理人選任事件 (④を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	2/2		
		⑥ 児童福祉法関係事件、親権喪失、親権停止及び管理制度喪失並びにその審判取消事件、親権及び管理制度の辞任及び回復許可事件【※2】	-	-	-	-	-	1/3	-	2/3	-		
		⑦ 遺言書検認事件	-	-	-	-	-	-	-	2/4	2/4		
		⑧ 相続放棄の申述受理関係事件	-	-	-	-	-	-	-	1/2	1/2		
		⑨ 即日審判 (子の氏の変更) 事件	-	-	-	-	-	-	-	-	5/5		
		⑩ 上記以外の別表第一事件	-	-	-	-	-	-	-	2/4	2/4		
	別表第二事件	① 遺産分割関係事件	-	3/10	2/10	-	2/10	-	3/10	-	-		
		② ①以外の別表第二事件	【※3】	-	4/10	3/10	3/10	-	-	-	-		
調停事件	別表第二事件	① 遺産分割関係事件	-	3/10	2/10	-	2/10	-	3/10	-	-		
		② ①以外の別表第二事件	【※3】	-	4/10	3/10	3/10	-	-	-	-		
	一般調停事件	① 遺留分侵害額請求事件	-	3/10	2/10	-	2/10	-	3/10	-	-		
		② ①以外の一般調停事件	1/5	-	2/5	1/5	1/5	-	-	-	-		
家事権事件	審判前の保全処分、施行勧告、履行命令、間接強制等	本案事件の担当係に分配する											
家事共助事件			-	-	1/2	-	-	-	1/2	-	-		
人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求訴訟(ア)			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-	-		
(ア) を本案とする保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-	-		
請求異議等訴訟事件、人事訴訟雑事件			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-	-		
差戻し事件			その事件種別ごとに本表による分配に繰り入れて各係に分配する。										
再審事件			その請求の対象となる事件を処理した係に分配する。										

※1 当庁で管理継続していた後見等事件の管理財産の引継ぎのために元後見人等が民法897条の2第1項に基づき申し立てた相続財産管理人選任事件及びこれに関連する事件

※2 1通の申立書で申し立てられた場合、事件数が数件であっても、1件として分配する。

※3 現に1係に係属中の一般調停事件に関連する婚姻費用分担事件が後に申し立てられた場合は1係に分配する。

【機密性 2】(別表 2)

【令和 6 年度事務の分配表及び開廷日割】

支部	裁判官	開廷日割等		事務分配
園部	泉 有 美	月(ただし、第1、3、5週)・火・水・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも本庁で取り扱う。</p> <p>1 園部支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>
宮津	藤 田 圭 祐	月・火・水・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。</p> <p>1 宮津支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>
舞鶴	合議部 (裁判長・支部長) 村 井 佳 奈	随 時	1 当該支部に係属する合議事件	<p>全 部 ただし、少年法第17条の2に定める事件は本庁で取り扱う。</p>
	坂 本 智 (てん補)		2 宮津支部及び福知山支部の家事事件で合議体で裁判することが相当である事件	全 部
	藤 田 圭 祐 (てん補)		3 宮津支部及び福知山支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件並びに家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件	全 部
	(本庁からてん補)		4 宮津支部及び福知山支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件	全 部
	単独係 村 井 佳 奈	月・火・水・木・金	合議事件以外の当該支部に係属する事件	全 部
福知山	坂 本 智	月・水・木・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。</p> <p>1 福知山支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>

【機密性 2】

・(別表 3)

裁判事務の代理順序（本庁単独係）

差し支えのある係	代 理 順 序
家事部 1 係	家事部 2 係、家事部 3 係、家事部 4 係、家事部 5 係 、家事部 6 係、家事部 7 係、家事部 8 係、家事部 9 係 の順
家事部 2 係	家事部 3 係、家事部 4 係、家事部 5 係、家事部 6 係 、家事部 7 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 3 係	家事部 4 係、家事部 5 係、家事部 6 係、家事部 7 係 、家事部 2 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 4 係	家事部 5 係、家事部 6 係、家事部 7 係、家事部 2 係 、家事部 3 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 5 係	家事部 6 係、家事部 7 係、家事部 2 係、家事部 3 係 、家事部 4 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 6 係	家事部 7 係、家事部 2 係、家事部 3 係、家事部 4 係 、家事部 5 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 7 係	家事部 2 係、家事部 3 係、家事部 4 係、家事部 5 係 、家事部 6 係、家事部 8 係、家事部 9 係の順
家事部 8 係	家事部 3 係、家事部 4 係、家事部 5 係、家事部 6 係 、家事部 7 係、家事部 9 係、家事部 2 係の順
家事部 9 係	家事部 2 係、家事部 3 係、家事部 4 係、家事部 5 係 、家事部 6 係、家事部 7 係、家事部 8 係の順

【機密性2】

(別表4)

裁判事務の代理順序(支部)

差し支えのある支部	代 理 順 序
園部支部	所長が指名する本庁、宮津支部、舞鶴支部又は福知山支部の裁判官
宮津支部	舞鶴支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
舞鶴支部	宮津支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
福知山支部	宮津支部の裁判官、舞鶴支部の裁判官の順 舞鶴支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官

【機密性2】

(別表5)

司法行政事務の代理順序

(所長の代理順序)

第1順位 裁判官 中村昭子

第2順位 裁判官 田中幸大